

中間まとめ

**D X時代に対応した
「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」及び
「著作権制度・政策の普及啓発・教育」について**

【概要】

令和3年12月
文化審議会著作権分科会

はじめに

- 令和3年7月に文部科学大臣より「**デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について**」諮問
- ネットクリエイターやいわゆるZ世代等のDX関係者を含め、クリエイター等の著作権者等や利用者、事業者等、多様な関係者からヒアリングを行うとともに、意見募集を実施
- 諮問のうち、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」について及び「DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育」について、一定の方向性をとりまとめ

問題の所在と背景

（諮問理由）

- 「デジタルトランスフォーメーション（DX）」による環境の変化を踏まえ、利用円滑化による対価還元の創出や増加が新たな創作活動につながるという「**コンテンツ創作の好循環の最大化を目指し、さらなる文化振興を図る**」
- 過去のコンテンツに加え、無数に創作されるコンテンツは、その著作権者等の探索といった権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないとの声がある
- コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立を図るため、いわゆる拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、**簡素で一元的な権利処理が可能となるような方策**の審議を行う

※拡大集中許諾制度：著作権者等への利用許諾申請に代わり、著作権を預かっていない特定の組織への利用許諾申請を行うことで著作物の利用を可能とする制度であり、海外で導入例がある。

※関連する政府の計画等：令和3年度規制改革実施計画、知的財産推進計画2021等

1.簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について(総論)

◆ 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組み

○ 著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う

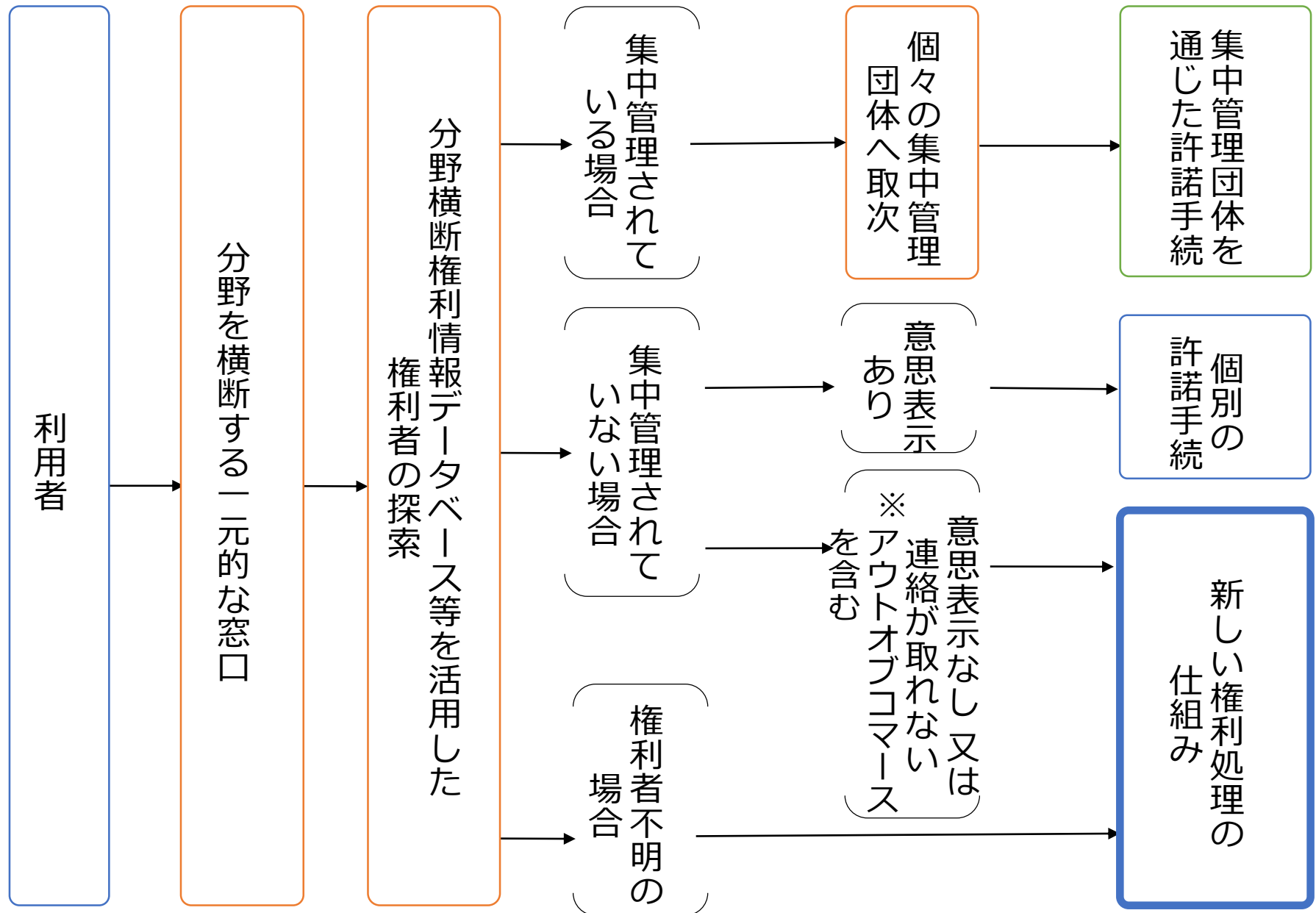
- 著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う。
- 分野横断権利情報データベース等に権利情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**し、当該著作物等（※）を円滑かつ迅速に利用できるようにする。

（※）いわゆる「アウトオブコマース」といった市場に流通しておらず、一般に利用することができないコンテンツを含む。

○ 新しい権利処理の仕組みの例

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が**許諾に相当する効果**を与える
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって**利用又は暫定利用を可能**とする
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る**文化庁長官への裁定申請手続を代行**する

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理イメージ



※ この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

1.簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について（総論）

（分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の意義）

- **著作権者等の探索に係るコストが最小化**
- 意思表示がなかったり連絡がとれなかったりする場合の権利処理が容易になる
- 複数の著作権者の許諾が必要な著作物について、全員との連絡が取れない場合にも利用が可能となる
- **既存ビジネスへの影響への配慮**
- 集中管理率が低い我が国における実現可能性
- 今後生じ得る**新たな利用場面に柔軟に対応できる環境整備に資する**
- 著作物等を利用する際に相談できる窓口の存在により、**適法な利用と著作権の普及・啓発を促進**

（簡素で一元的な権利処理が想定される場面）

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信
- ・ 過去に出版された書籍・雑誌や当該書籍・雑誌に掲載された挿絵や写真等の利用
- ・ 著作権者等が不明又は著作権者等に連絡をとることができないこと等により利用許諾が得られないコンテンツの利用
- ・ 複数の著作権者等があり、全員の利用許諾を得ることができないために利用に至らないコンテンツの利用
- ・ U G C（一般ユーザーが創作する作品）等のデジタルコンテンツの二次利用
- ・ 授業目的の複製・公衆送信に係る権利制限規定の範囲を超える利用（生涯学習等）

※デジタル化や技術革新が進む中、今後必要とされる場面が増えていくことが考えられる。

1.簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について(各論)

◆ 分野横断権利情報データベースの構築

- 既存のデータベースと連携させた、**分散管理型の分野横断的な権利情報データベースを構築**
- その際、**拡張性の高い仕組み**とするとともに、データベースに掲載する権利情報の統一やフォーマットの標準化、関連するデータベースのデータを紐づけるために必要なIDやコードに関するルール等、より詳細な検討が必要
- 実現可能性や持続可能性の観点から、**データベースの構築及び管理・運用にかかるコストの負担等を考慮**。その際、コンテンツ情報については、音楽権利情報検索ナビやJapan Search等の既存のデータベースとの連携等の工夫が考えられる
- 分野毎の権利情報データベースの充実も必要
- 集中管理がされていない**コンテンツやUGC等に関する情報が掲載されることが望ましい**
- 調査研究事業の実施等を含む十分な支援の在り方についても、検討が行われるべき

◆ 集中管理の促進

- 著作権等の集中管理は、コンテンツの円滑な利用に貢献するものであるため、促進されるべきであり、そのための機能強化方策を検討すべき

◆ 分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の個別課題

- **簡易でわかりやすいオプトアウトの仕組みの検討**
- 著作物について、その**著作権者等による意思表示がされる**ことが重要。その普及啓発とともに、**意思表示の在り方や手法、真正性確保**、意思表示の有無や著作権者等が不明であることの判断基準・判断プロセスについての検討が必要
- **組織の管理運営コスト**については、管理運営コストを最小限にする工夫や、探索支援、権利処理支援に伴う手数料収入、受益者である利用者の負担等、**持続可能な仕組みとする**。関係者の理解を得て、**授業目的公衆送信補償金の共通目的事業による支援**も考えられる。

1.簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について（各論）

◆ 現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善

- 著作権者不明等の場合の著作物の利用に係る**裁定制度**について、これまでも制度面・運用面の改善を行ってきており、裁定件数は増加傾向にあるが、**運用の改善**のニーズは多い
- 申請に必要な供託手続の不要化、供託金の算定の根拠となる情報の提供、供託手続の改善又は供託金に係る制度の見直しや手続の民間委託などの改善方策が考えられる

◆ その他

- 「**UGC**」等について定義することや具体的に当てはめていくことは難しく、**客観的な条件や一定の手続を設け、暫定的利用を可能とする制度設計が可能かを検討**
- 保護期間の複雑な計算や著作者の没年不詳等の場合に、著作物等の円滑な利用につながらないケースがあり、これらの解決は、著作物等の利用円滑化にも資する。例えば、著作者の没年不詳の場合について、保護期間の起算点を推定させる仕組みの検討
- 複数の著作権者等の許諾が必要となる著作物について、一部の著作権者等のみが利用を反対している場合の扱いについての検討
- **新しい技術の動向も見据え**つつ、運用面や制度面での検討を行っていくことが重要である

※ 以上の検討に当たっては、クリエイターの意思（許諾権等）の尊重や二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないこと、既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようにすること、安心して著作物等を利用できること、管理運営コストを考慮した持続可能な仕組みとすること等に留意して行っている。

2. DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育について

著作物等の利用円滑化と適切な対価還元の実現に当たっては、著作権制度・政策の普及啓発や教育が欠かせない。特に、DX時代において、誰もが著作者となり、既存の著作物等を活用しながら新しい著作物を生み出していく潮流にある中、その普及啓発・教育の在り方もDX時代に対応したものである必要がある。

（1）普及啓発に関する取組の現状

- 著作権に関する普及啓発に関しては、文化庁による制度・政策に関する普及啓発のみならず、学校教育や経済界とも連携した知的財産の創造を図る取組など多角的に行われている

（2）今後の方向性

- 誰もが日常的に著作物等に接する中で、適切に著作物等を発信し、適法な利活用をすることにより、**「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指す**
- これからの著作権の普及啓発や教育に当たっては、次のような観点で検討を進める
 - ① **著作物等を**どうすれば**適法に利用する**ことができるかについての**方法の周知や利用の実践・経験**
 - ② **クリエイター目線での普及啓発**（著作物等を発信する際の意思表示の大切さや、利活用により初めて対価が生まれること、また集中管理といった対価還元の仕組みに係る理解）
 - ③ 著作物等の利用について、「白（適法である）」と断定することができるのは著作権者等であることを踏まえた著作権者等や企業による利用できる範囲の意思表示等の取組
 - ④ 青少年のインターネット利用に関する取組や法教育、防犯教育といった関連する分野や民間組織と連携した普及啓発
 - ⑤ 若い世代から大人まで、幅広い年代に対する日常的な著作物等の利活用場面での普及啓発

- 「1.簡素で一元的な権利処理と対価還元について」及び「2.D X時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育について」の方策は、いずれも著作物等の利用円滑化を一層進め、新たな対価還元の創出につながるものであり、その実現に向け、総合的に取り組んでいくべき
- 一方で、新しい権利処理の仕組みの実現に当たっては、**法制的課題や国内法制・条約との関係など、詳細な議論**が必要。このため、本中間まとめで示した方向性を堅持しつつ、その実現に向けての**法制的課題を、引き続き議論**すべき
- あわせて、**権利情報データベースの構築や分野を横断する一元的な窓口組織の創設等の環境整備については、関係省庁の支援を得つつ、速やかに進めていく**ことが望まれる
- この推進については、関係者間で「D X時代」の検討であることの認識を共有し、さらには、「コンテンツ創作の好循環」によるコンテンツ産業の振興は、日本経済をけん引し得るという誇りや期待をもって、実現に向けて力を合わせていくことが必要であり、この中間まとめに示した基本的な考えや仕組みについての周知や広報が肝要
- このため、これらを進める上で必要となる財政面や人材面の確保については、この中間まとめの内容が、我が国のコンテンツ産業や文化の発展の基盤となる、政策的に優先度の高いものであるとの認識に立ち、その必要性や意義について社会に発信し、関係者が協力して実現させていくことが重要